

平成 27 年度保護管理レポート構成（案）について

1. はじめに
 - ◆ 保護管理レポートは特定計画策定のためのガイドラインを補足するためのもの
2. 2015（平成 27）年度のイノシシの保護管理をめぐる動き
 - ◆ 5 月 29 日に改正鳥獣法が施行され、イノシシについては特定計画を策定している全都府県が第二種特定鳥獣管理計画へと変更した。
 - ◆ 改正鳥獣法の施行に併せて、千葉県が特定計画を策定した。
 - ◆ イノシシが指定管理鳥獣に指定され、指定管理鳥獣捕獲等事業の対象となった。
3. 今年度のレポートのテーマ
 - ◆ イノシシの市街地出没への対応
4. イノシシの市街地出没の現状
 - ◆ 都道府県に対して実施した「イノシシの市街地出没」に関するアンケート結果（出没の発生状況、被害、出没した際の対応等）
5. 市街地出没対応の課題
 - ◆ 被害主体が明確でない
 - ◆ イノシシの行動、特性を認識せずに対応することで起きる危険性
 - ◆ 市街地出没を発生させる誘引物等の管理
 - ◆ 対応体制の未整備
 - ◆ 出没抑制の取り組み方法、対応機関等が明確でない
6. 出没したイノシシの行動の特徴や危険性
 - ◆ イノシシがどのような行動から市街地出没をするようになるのか
 - ◆ イノシシが市街地出没した際、どのような行動をとるのか（行動に伴う危険性）（WMO 関西）
7. 出没への対応
 - ◆ 出没情報等の収集（実態把握）、連絡体制、現場対応体制（兵庫県神戸市、WMO 関西、長崎県平戸市）
 - ◆ 普及啓発（情報収集：兵庫県神戸市）
 - ◆ 長崎県の出没対応マニュアルの紹介
8. 出没抑制対策
 - ◆ 普及啓発（誘引物管理、餌付け禁止：兵庫県神戸市、講習会等の開催：長崎県平戸市）
 - ◆ 草刈り、防護柵の設置（長崎県平戸市）

- ◆ 追い払いの実施（兵庫県神戸市）
- ◆ 捕獲（長崎県平戸市）

9. トピック

- ◆ イノシン由来の感染症について、伝播の種類や注意すべき点を含めて示す（海外事例含む）